



山形県公報

平成29年8月8日(火)
第2868号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・担い手支援課) ……823
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……824
- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……825

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(情報政策課) ……同
- 指定管理者の募集……………(みどり自然課) ……同
- 同……………(同) ……826
- 同……………(工業戦略技術振興課) ……827
- 一般競争入札の公告……………(庄内総合支庁水産振興課) ……829
- 指定管理者の募集……………(都市計画課) ……830
- 同……………(同) ……831
- 同……………(同) ……832
- 同……………(空港港湾課) ……834
- 同……………(同) ……835
- 同……………(同) ……836
- 同……………(建築住宅課) ……837
- 同……………(教育委員会) ……840

正 誤

告 示

山形県告示第571号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.65%」を「年0.70%」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成29年7月20日から適用する。
- 2 平成29年7月20日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第572号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.65パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成29年7月20日から適用する。
- 2 平成29年7月20日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第573号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
米沢市
- 2 調査を行った期間
平成27年4月1日から平成29年1月13日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
米沢市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字李山の一部
- 5 認証年月日
平成29年8月1日

山形県告示第574号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
天童市
- 2 調査を行った期間
平成27年4月1日から平成29年3月1日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
天童市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字寺津の一部
- 5 認証年月日
平成29年8月1日

山形県告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年8月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 米沢猪苗代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市大字関字平賀沢3927番3から		旧	16.4メートル	236メートル
同 小深沢3928番1まで			8.0	
同	上	新	29.0メートル	同上
			15.6	

山形県告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年8月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市二色根字堤端74番13から
同 75番5まで
- 3 供用開始の期日 平成29年8月10日

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パソコン用オフィスソフトウェア 1,267ライセンス
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県企画振興部情報政策課電子県庁・基幹ネット担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2098
- 3 落札者を決定した日 平成29年6月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 5 落札金額 36,931,680円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年5月19日

山形県立自然博物館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 山形県立自然博物館
 - (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内
- 2 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県

における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月11日（月）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県環境エネルギー部みどり自然課施設整備担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3174
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年9月12日（火）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年9月19日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県立自然博物館条例（平成3年3月県条例第12号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県志津野営場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県志津野営場
- (2) 所在地 西村山郡西川町大字志津地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月11日（月）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 山形県環境エネルギー部みどり自然課施設整備担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3174
なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年9月12日（火）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年9月19日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県志津野営場条例（平成13年3月県条例第14号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県産業科学館
- (2) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号
- 2 指定の期間
平成30年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
次に掲げる要件を全て満たす法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）であること。
 - (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
 - (1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
 - (2) 配布場所 山形県商工労働部工業戦略技術振興課科学技術振興担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2192
なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
 - (1) 受付期間 平成29年9月12日（火）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
 - (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、平成29年9月19日（火）までの消印のあるものに限り、受け付ける。
- 6 その他
この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、漁業監視調査船「月峯」定期検査受検手続及び上架整備業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年8月8日

山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課長 桂 和 彦

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 酒田市山居町二丁目14番23号 山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課会議室

(2) 日 時 平成29年9月20日（水） 午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業監視調査船「月峯」定期検査受検手続及び上架整備業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期限 平成29年12月8日（金）

(4) 履行場所 県内の造船所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 当該役務に係る船舶を整備することが可能であり、かつ、安全に上架できる施設の確保ができること及び提供される役務が2の(2)の仕様を満たすことを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

(1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

酒田市山居町二丁目14番23号 山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課総務係
電話番号0234(24)6161

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課総務係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年9月7日（木）午後4時までに山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課総務係に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証する書類（以下「添付書類」という。）を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。

(3) この入札及び契約は、県の都合により、調達手續の停止等があり得る。

(4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Maintenance and regular inspection of fishery surveillance survey ship "Geppo": 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. September 20, 2017

(3) Contact point for the notice: General Affairs Section, Fisheries Promotion Division, Industrial and Economic Affairs Department, Shonai Area Branch General Administration, Yamagata Prefecture, 14-23 Sankyomachi 2-chome, Sakata-shi, Yamagata-ken Japan 998-0838 TEL0234 (24)6161

最上中央公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 最上中央公園

(2) 所在地 新庄市金沢地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
- イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。
- 4 募集要項の配布期間及び配布場所
- (1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
- イ 山形県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
 - ロ 山形県最上総合支庁建設部道路計画課道路・高規格整備担当 郵便番号996-0002 新庄市金沢字大道上2034 電話番号0233(29)1401
- なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成29年9月13日（水）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

健康の森公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 健康の森公園
- (2) 所在地 山形市大字青柳地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成34年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生

手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

(7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。

(8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。

(9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成29年9月13日（水）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

悠創の丘の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

(1) 名 称 悠創の丘

(2) 所在地 山形市大字岩波及び大字中桜田地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130
 - ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当 郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8220なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年9月13日（水）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット
- (2) 所在地 酒田市大浜地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

(10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625

ロ 山形県港湾事務所港政管理担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号0234(26)5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成29年9月13日（水）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵

便等の確実な方法によるものとし、平成29年9月19日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

加茂港緑地及び加茂レインボービーチの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 加茂港緑地及び加茂レインボービーチ
- (2) 所在地 鶴岡市今泉字大久保地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。

- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

イ 山形県県土整備部空港港湾課港湾担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2625

ロ 山形県港湾事務所港政管理担当 郵便番号998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号

0234(26)5635

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年9月13日（水）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所のいずれかに持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年9月19日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山形県ふるさと交流広場
- (2) 所在地 天童市大字乱川字下川原地内

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所（本店）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(9)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。
 - ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 配布場所
 - イ 山形県県土整備部空港港湾課空港担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2349
 - ロ 山形空港事務所 郵便番号999-3776 東根市大字羽入字柏原新林3008番地 電話番号0237(48)1313なお、山形県のホームページからも入手することができる。
- 5 申請書の受付期間及び受付方法
- (1) 受付期間 平成29年9月13日（水）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 受付方法 4の(2)のイに掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年9月19日（火）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。
- 6 その他
- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県ふるさと交流広場条例（平成2年3月県条例第13号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
 - (2) この募集に関する問合せは、4の(2)のイに掲げる担当に行うこと。

山形県県営住宅及び山形県すまい情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 募集する施設の名称及び所在地
別表のとおり
- 2 指定の期間
平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
- 3 申請者に必要な資格
県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
 - (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
 - (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
 - (5) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。
 - ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。
 - (6) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
 - (7) 県の公の施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が当該協定違反の事実を知った時以後最初に行われる本件施設の指定管理者の募集に対する応募でないこと。
 - (8) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消し（合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手續が行われたことに伴う指定の取消しを除く。）を受けた日から2年を経過しない者でないこと。
 - (9) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(8)までの要件を全て満たすほか、

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を設定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所 山形県県土整備部建築住宅課安心居住推進担当 郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2154

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

(1) 受付期間 平成29年9月13日（水）から同月19日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年9月19日（火）までに到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

(1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）、山形県すまい情報センター条例（平成12年10月県条例第76号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。

(2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

別表

名 称	所 在 地
山形県県営住宅	県営鈴川第2アパート 山形市鈴川町三丁目17番及び18番地内
同 五十鈴アパート	同 大野目二丁目2番地内
同 南山形アパート	同 南松原一丁目9番地内
同 馬見ヶ崎アパート	同 円応寺町21番地内
同 桧町アパート	同 桧町四丁目12番地内
同 宮町アパート	同 宮町二丁目8番地内
同 深町アパート	同 深町一丁目7番地内
同 きたまちアパート	同 桧町三丁目2番地内
同 あたごアパート	同 小白川町五丁目27番地内
同 東山住宅	同 大字十文字6106番地内
同 十日町アパート	同 十日町一丁目7番地内
同 飯塚住宅	同 飯塚町1353番地内
同 太田町アパート	米沢市太田町五丁目1番地内
同 春日アパート	同 春日五丁目2番地内
同 中田第1アパート	同 中田町658番地内
同 中田第2アパート	同 901番地内
同 玉の木アパート	同 通町八丁目2番地内
同 成島アパート	同 成島町三丁目2番地内
同 米沢中央アパート	同 中央七丁目5番地内
同 相生アパート	同 相生町7番地内
同 城北アパート	同 城北二丁目3番地内
同 美原アパート	鶴岡市美原町18番及び19番地内
同 東部アパート	同 朝陽町6番地内
同 茅原アパート	同 茅原字草見鶴16番地内
同 茅原住宅	同
同 城南アパート	同 城南町9番地内
同 末広アパート	同 末広町23番地内

同 大西町住宅	同 大西町21番地内
同 川南アパート	酒田市若宮町二丁目1番地内
同 川南住宅	同
同 こがねアパート	同 こがね町一丁目21番地内
同 こがね住宅	同
同 東泉アパート	同 東泉町四丁目15番地内
同 鳥海アパート	同 富士見町三丁目2番地内
同 新橋アパート	同 新橋五丁目5番地内
同 北新町アパート	同 北新町一丁目1番地内
同 三吉町アパート	新庄市金沢1601番及び1612番地内
同 若葉東アパート	同 1281番、1494番及び1496番地内
同 南寒河江アパート	寒河江市大字高屋字西浦100番地内
同 塩水アパート	同 寒河江字塩水46番地内
同 土屋倉アパート	上山市美咲町二丁目3番地内
同 金生アパート	同 金生一丁目13番地内
同 鷲ヶ袋アパート	同 旭町二丁目7番地内
同 長清水アパート	同 長清水一丁目10番地内
同 楯岡アパート	村山市楯岡笛田四丁目6番地内
同 楯岡中町アパート	同 楯岡中町5番地内
同 小出アパート	長井市台町3番地内
同 成田アパート	同 成田3102番地内
同 屋城町アパート	同 屋城町4番地内
同 日光アパート	天童市北久野本四丁目14番地内
同 長岡アパート	同 中里一丁目2番地内
同 交り江アパート	同 交り江五丁目10番地内
同 天童駅西アパート	同 駅西二丁目2番地内
同 天童駅南アパート	同 田鶴町四丁目18番地内
同 天童南部アパート	同 南町三丁目18番地内
同 東根中央アパート	東根市中央四丁目3番地内
同 尾花沢アパート	尾花沢市新町一丁目9番地内
同 関口アパート	南陽市宮内352番地内
同 桜木アパート	同 三間通1229番地内
同 芦沢アパート	東村山郡山辺町大字山辺字芦沢2084番地内
同 近江アパート	同 近江1番地内
同 中原アパート	同 中山町大字長崎881番地内
同 長崎アパート	同 8035番地内
同 谷地アパート	西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4番地内
同 左沢アパート	同 大江町大字藤田字藤田原264番地内
同 大石田アパート	北村山郡大石田町大字大石田甲623番地内
同 あげぼのアパート	同 丁277番地内
同 糠野目アパート	東置賜郡高畠町大字福沢525番地内
同 糠野目第2アパート	同 福沢南21番地内
同 大町アパート	同 大字高畠町字裏695番地内
同 館之北アパート	同 川西町大字中小松3017番地内
同 小国アパート	西置賜郡小国町大字兵庫館三丁目3番地内
同 白鷹アパート	同 白鷹町大字荒砥乙1482番地内
同 宝前町住宅	同 十王5502番地内
同 あらとアパート	同 荒砥乙725番地内
同 飯豊アパート	同 飯豊町大字萩生3893番地内

	同 狩川アパート	東田川郡庄内町狩川字山居22番地内
	同 余目アパート	同 余目字大塚93番地内
	同 遊佐アパート	飽海郡遊佐町遊佐字田子10番地内
山形県すまい情報センター		山形市城南町一丁目1番地内 霞城セントラル 22階

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年8月8日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- (2) 所在地 東置賜郡高畠町大字安久津2117番地

2 指定の期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

- (1) 県内に主たる事務所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更などの再度指定手続に伴う指定の取消しを除く。
- (7) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (10) 本県施設の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が協定違反の事実を知ったときから、その後初めて募集する当該施設への応募でないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

山形県教育庁文化財・生涯学習課 文化財振興担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2880

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成29年8月8日（火）から同年9月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成29年9月19日（火）までの消印があるものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山

形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例（平成5年3月県条例第27号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）及び募集要項によること。
 (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

		正		誤	
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成29. 6. 13	第2852号	636	13	「提供する」	「提供する」
同	同	同	14	「情報」	「情報」

平成29年8月8日印刷 発行所 山形県庁
平成29年8月8日発行 発行人 山形県